業務委託契約書　（案）

業務番号　　　五農委託第１５号

業 務 名　　　五所川原市森林所有者意向調査支援業務

履行期限　　　令和８年３月２４日

委 託 料　　　￥　　　　　　　　　　－　（うち消費税額￥　　　　　　　－）

契約保証金

　委託者 五所川原市 と受託者 　　　　　　　とは、五所川原市森林所有者意向調査支援業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事項）

第１条　委託者は、五所川原市森林所有者意向調査支援業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

（業務内容報告及び支払い方法）

第２条　委託業務を実施した業務内容を報告するものとする。

２　受託者は、業務完了後に適法な請求書により委託料を請求することができる。

３　委託者は、前項の請求書を受理したときは、その日から３０日以内に支払うものとする。ただし、受託者が正当な理由がなく委託業務を完全に遂行していないと認めるときは、受託者に対し委託料の支払いを保留し、又は一部を減額することができる。

（注意義務）

第３条　受託者は、委託業務中における自己の行為について一切の責を負うものとし、委託業務中事故のある場合、委託者はその責を負わない。ただし、その事故が委託者の責に帰する場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　受託者は、委託業務の一部若しくは全部を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（検査等）

第５条　委託者は、委託業務の実施状況について随時検査し、受託者に対して必要な報告を求めることができる。

（第三者に及ぼした損害）

第６条　委託業務の実施について受託者の過失によって第三者に損害を及ぼしたときは

受託者がその損害を賠償する責を負うものとする。

２　前項の場合その他委託業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（委託者の解除権）

第７条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　⑴　委託契約の実施状況が、著しく不適当と認められるとき。

　⑵　この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

　⑶　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

２　委託者は、前項各号の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償金を受託者から徴収する。

（受託者の解除権）

第８条　受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

２　受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（秘密の保持）

第９条　受託者は、委託業務の実施に際して知り得た個人情報その他の事項を第三者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第１０条　この契約書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。

　この契約を証するため、この契約書を２通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　令和７年　　月　　日

委託者　　　五所川原市字布屋町４１番地１

五所川原市長　　佐々木　孝　昌

　　　　　　　　　　　　　受託者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　印